

緊急事態宣言に伴う乗車券類の取扱いについて

(2021年8月20日開始)

緊急事態宣言が発出されたことに伴い、上信電鉄では以下の通り対応しております。
お客様にはご不便お掛け致しますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1 きっぷの払戻しについて

【対象のお客さま】

- ① 有効期間が2021年8月20日から緊急事態措置期間(緊急事態措置を行う期間の最終日まで)を含む、使用開始前のきっぷをお持ちのお客さま
- ② 緊急事態宣言の発出に伴う、外出自粛等を事由として払いもどしを希望されるお客さま

【払いもどしの条件】

上記の条件を全て満たす場合、有効期間経過後であっても、有効期間内にお申出があったものとして**無手数料**により払いもどしをいたします。

※本取扱い開始前のお申し出により乗車券類の払いもどしを受けられたお客さまに対する、手数料相当額の返金はいたしかねますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2 回数乗車券の払いもどしについて

前回の緊急事態宣言以降、特例として当面の間、以下の条件で払いもどしをしております。
詳しくは「上信電鉄のホームページのお知らせ 2020.4.24 回数乗車券の払戻しの特例について」をご覧ください。

払いもどし金額＝発売額 - 使用済枚数分の当該区間の普通運賃 - 手数料 210 円

※ご使用枚数によっては払いもどし額が0円以下になる場合があります、その場合には払いもどしできませんのでご注意ください。

3 定期乗車券の払いもどしについて

【対象のお客さま】(次の①～③の全てを満たす場合に限ります)

- ① 緊急事態宣言の発出に伴う外出自粛等を事由とする場合であること
- ② 2021年8月19日までに購入したもの
- ③ 有効期間が2021年8月20日～緊急事態措置を行う期間の最終日までの日を含むこと

【払いもどしの計算方法】

2021年8月19日以降に、該当定期乗車券を最後に使用した日を払いもどし申出日とさせていただきます。発売額から①または②+手数料210円を差し引いて払いもどしいたします。

- ① 1カ月以上有効期間が残っている場合は、使用月数分の定期運賃
- ② 使用開始後7日以内の場合は、定期区間の往復運賃×使用日数

※定期乗車券の残り有効期間が1カ月未満の場合、有効開始日から7日以内の定期券を除いて、払いもどし金額はございません。

※払いもどしまでの間に、定期乗車券をご使用された場合は、その最終使用日をお申出日とさせていただきます。

【払いもどし期間】

※緊急事態措置終了日の翌日から1年間となります。

4 その他

- ・払いもどし箇所・・・上信電鉄有人駅
- ・旅行会社が発行する旅行商品については、お求めになられた旅行会社にお問い合わせください

お客様のご理解とご協力をお願いいたします。

上信電鉄株式会社